

茨城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 102 条第 2 項の規定に基づく茨城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（回数の特例）

- 2 平成 19 年における茨城県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、1 回とする。